

育児休業等代替任期付講師・養護助教諭を希望する方へ

令和7年度 勤務条件等説明書(R8.1.1～) 三重県教育委員会

1 任期

- 採用日から本務者の育児休業等の期間。
(ただし、本務者の育児休業等の期間が延長や短縮される場合は、その期間に応じて任期が変更される可能性があります。)

例：本務者Aの育児休業期間が令和6年4月1日から令和8年3月31日のとき

任期付講師の任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日

上記、本務者Aの育児休業期間が令和7年3月31日までに短縮されたとき

任期付講師の任期：令和7年3月31日までに短縮

2 職務の内容

- 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事するものです。
- 養護助教諭は、養護教諭の職務を助けるものです。

3 勤務形態

常勤（原則として8：30から17：00まで）

4 勤務場所

三重県内の市町等立小学校、中学校、義務教育学校

5 給料及び手当

給料	採用時に、中学校・小学校教育職給料表の初任給基準を基礎に、職務経験等を考慮して決定。 次年度以降、任用期間の間は昇給規定に基づき決定。 ①大卒者 中小教1級 25号給 給料月額 262,400円 教職調整額 13,120円 ②短大卒者 中小教1級 15号給 給料月額 246,300円 教職調整額 12,315円
手当	地域手当 給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）の4.7%を支給 通勤手当 自家用車等の場合：距離に応じて支給（2km以上 月3,000円～） 公共交通機関の場合：定期券・回数乗車券等相当額を支給 （上限月150,000円） 住居手当 賃貸住宅の場合：規定に基づき、月28,000円を上限に支給 期末・勤勉手当 年2回（6月及び12月） 年間4.65月分に在職期間割合を乗じた額 退職手当 6月以上の継続した在職期間があれば、公立学校職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当を支給 その他手当 扶養手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当等、夜間勤務手当、宿日直手当及び義務教育等教員特別手当を規定に基づき支給
給料締切日	毎月末

支給日	毎月 21 日 (期末・勤勉手当及び退職手当を除く。) (この日が休日の場合はその前日)
支払方法	口座振込

6 休暇

年次有給休暇 県の規定により付与

その他有給休暇等 県の規定により付与

忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、生理休暇、公民権の行使、災害等による出勤困難等の特別休暇

7 服務

- ・ 地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。
- ・ 法令に基づく失職、懲戒処分、分限処分等がなされる場合もあります。

8 その他

- ・ 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法を適用します。
- ・ 加入要件に該当する場合は、公立学校共済組合（健康保険、年金）に加入することになります。
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号または、地方公務員法第26条の6第7項第1号による任期付講師として任用します。
- ・ 出張の場合、県の規定により旅費を支給します。

※ 上記の規定の内容については、令和8年1月1日現在のものであり、今後変わることがあります。

問い合わせ先 三重県教育委員会事務局 教職員課 小中学校人事班 Tel059-224-2958
制度・採用・免許班 Tel059-224-2959